

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令案及び 高等学校学習指導要領の一部を改正する告示案について（概要）

I 改正の趣旨

『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）（令和3年1月26日、中央教育審議会）及び「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ）」（令和2年11月13日、同ワーキンググループ）等を踏まえ、多様な生徒が社会とつながり、学ぶ意欲が育まれる魅力ある高等学校教育の実現に向けて、高等学校の特色化・魅力化を推進するとともに、多様な学習ニーズへの対応と高等学校通信教育の質保証を図るため、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）、高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）、高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）及び単位制高等学校教育規程（昭和63年文部省令第6号）並びに高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）の一部を改正するほか、所要の改正を行うこととするものである。

（なお、以下の改正の概要に記載した具体の文言については、技術的な修正があり得ることを申し添えます。）

II 改正の概要

1. 高等学校の特色化・魅力化関係

(1) スクール・ポリシーの策定及び公表

※下記①及び②は学校教育法施行規則の一部改正

- ① 高等学校は、当該高等学校、全日制・定時制・通信制の課程又は学科ごとに、次に掲げる方針（以下「育成方針等」という。）を定め、公表するものとする。
 - (a) 育成を目指す資質・能力に関する方針
 - (b) 教育課程の編成及び実施に関する方針
 - (c) 入学者の受入れに関する方針
- ② 中等教育学校の後期課程に準用する（上記(c)を除く）。

(2) 「普通教育を主とする学科」の種類弾力化

※下記①、③から⑥までは高等学校設置基準の一部改正

下記②は高等学校学習指導要領の一部改正

- ① 普通教育を主とする学科として、普通科のほか普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科を設けられることとする。
- ② 普通科以外の普通教育を施す学科における各教科・科目及び総合的な探究の時間の履修については、高等学校学習指導要領第1章第2款3(2)アのほか次のとおりとすることとする。
 - (a) 各学科に係る育成方針等を踏まえ、その特色に応じた目標及び内容を持つ学校設定教科に関する科目を開設し、当該科目については、全ての生徒に履修させるものとし、その単位数は2単位を下らないこと。
 - (b) 上記(a)の学校設定教科に関する科目及び総合的な探究の時間について、全ての生徒に履修させる単位数の計は6単位を下らないこと。
 - (c) 上記(a)の学校設定教科に関する科目及び総合的な探究の時間について、原則として各年次に配当して編成すること。その際、学校設定教科に関する科目及び総合的な

探究の時間について相互の関連を図り、系統的、発展的な指導を行うことに特に意を用いること。

- ③ 高等学校の各学科には、学科として適当であるとともに、当該学科に係る育成方針等にふさわしい名称を付することとする。
- ④ 高等学校は、各学科に係る育成方針等を踏まえ、各学科の教育活動を行うに当たり、その所在地域の行政・企業等の関係団体及び関係分野の研究機関・国際機関等の関係団体との連携協力体制を整備するよう努めるものとする。
- ⑤ 普通教育を施す学科のうち、上記②の学校設定教科に関する科目及び総合的な探究の時間として、学際的・複合的な学問分野に関する教科等を設ける学科（「学際領域に関する学科」と称する。）を置く高等学校は、以下のとおり関係機関等との連携協力体制を置くこととする。
 - (a) 学際領域に関する学校設定教科に関する科目の開設及び実施その他学校運営の円滑かつ効果的な実施のために、大学その他の研究機関又は国際機関その他の国際活動を行う団体との連携協力体制を置くこと。
 - (b) また、これらの連携協力体制の整備及び連絡調整に従事する職員の配置など、関係団体との連携協力が円滑に行われるように教職員組織を編制するよう努めること。
- ⑥ 普通教育を施す学科のうち、上記②の学校設定教科に関する科目及び総合的な探究の時間として、地域社会が有する課題や魅力に着目した実践的な学びに関する教科等を設ける学科（「地域社会に関する学科」と称する。）を置く高等学校は、以下のとおり関係機関等との連携協力体制を置くこととする。
 - (a) 地域社会に関する学校設定教科に関する科目の開設及び実施その他学校運営の円滑かつ効果的な実施のために、当該高等学校が所在する地方公共団体又はその地域の活性化等に関する活動を行う団体との連携協力体制を置くこと。
 - (b) また、これらの連携協力体制の整備及び連絡調整に従事する職員の配置など、関係団体との連携協力が円滑に行われるように教職員組織を編制するよう努めること。

2. 高等学校通信教育の質保証関係

(1) 通信教育実施計画の作成及び明示等

※下記①は高等学校通信教育規程の一部改正

下記②及び③は高等学校学習指導要領の一部改正

- ① 通信制課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）の校長は、通信教育の実施に当たって、次に掲げる事項を記載した通信教育の実施に関する計画（以下「通信教育実施計画」という。以下同じ。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示することとする。
 - (a) 通信教育を実施する科目等の名称及び目標に関すること
 - (b) 通信教育を実施する科目等ごとの通信教育の方法及び内容並びに年間の通信教育の計画に関すること
 - (c) 通信教育を実施する科目等ごとの学習の成果に係る評価及び単位の修得の認定に当たっての基準に関すること
- ② 高等学校学習指導要領第1章第2款5(5)に定める多様なメディアを利用して行う学習については、添削指導及び面接指導との関連を図り、同章第3款2に示すことに配

慮しながら、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすることとする。

- ③ 高等学校通信教育における試験は、各学校において、各教科・科目の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、各教科・科目のまとまった単位の履修につき適切な回数を確保した上で、添削指導及び面接指導との関連を図り、その内容及び時期を適切に定めなければならないこととする。

(2) 通信教育連携協力施設の設置等

※下記①から⑤までは高等学校通信教育規程の一部改正
下記⑥は学校教育法施行規則の一部改正

- ① 実施校の設置者は、当該設置者の定めるところにより当該実施校の行う通信教育について連携協力を行う施設（以下「通信教育連携協力施設」という。）として、次に掲げる施設を設けることができることとする。この場合において、当該通信教育連携協力施設が他の設置者が設置するものであるときは、実施校の設置者は、当該通信教育連携協力施設の設置者の同意を得なければならないものとする。
 - (a) 面接指導又は試験を実施する場合の施設（以下「面接指導等実施施設」という。）
 - (b) 上記(a)に掲げるもののほか、当該実施校の行う通信教育を受ける生徒の学習活動、進路選択及び心身の健康等に係る支援、当該実施校の行う通信教育に付随する事務の実施その他の支援を行う場合の施設（以下「学習等支援施設」という。）
- ② 面接指導等実施施設は、分校又は協力校（実施校の行う通信教育について連携協力を行う高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）をいう。）とすることを基本とすることとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設（学校教育法第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。）その他の学校等の施設とすることができることとする。
- ③ 通信教育連携協力施設を設ける場合には、実施校の通信制課程に係る収容定員のうち、通信教育連携協力施設ごとにおける収容定員を定めることとする。
- ④ 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、以下のとおり適切な教育環境が備わっていることを確認することとする。
 - (a) 面接指導等実施施設を設ける場合には、実施校の設置者は、高等学校通信教育規程第五条から第十条までに定める基準を参酌して、その施設の特性、設置の形態及び規模その他の事情に応じ、面接指導又は試験を適切に実施することができる編制、施設、設備等が備わっていることを確認すること。
 - (b) 学習等支援施設を設ける場合には、実施校の設置者は、その施設及び設備について教育上及び安全上支障がないものであることを確認すること。
 - (c) 上記(a)及び(b)の確認を行うに当たっては、実施校の所在する都道府県の区域外に通信教育連携協力施設を設ける場合において、その施設の所在する都道府県の知事が通信教育連携協力施設の編制、施設、設備等に関する基準を別に定めて公表しているときは、当該基準を参酌して行わなければならないこと。
- ⑤ 実施校が他の学校等の施設及び設備を使用することができる場合について、一時的又は付随的に使用する場合に限られることを明確にする。
- ⑥ 通信制課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の学則においては、

通信教育連携協力施設に関する事項を記載するものとする。

(3) 同時に面接指導を受ける生徒数

※下記①は高等学校通信教育規程の一部改正

- ① 同時に面接指導を受ける生徒数は、少人数とすることを基本としつつ、40人以下とすることとする。

(4) 学校評価及び情報提供

※下記①から⑤までは高等学校通信教育規程の一部改正

- ① 実施校は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、通信教育連携協力施設ごとに、当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る活動の状況について評価を行い、その結果を公表するものとする。
- ② 実施校は、上記①による評価の結果を踏まえた当該通信教育連携協力施設について通信教育を受ける生徒の保護者その他の当該通信教育連携協力施設の関係者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。
- ③ 実施校は、上記①及び②の評価の結果を、当該実施校の設置者に報告するものとする。また、これらの評価の結果に基づき、当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る活動の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならないこととする。
- ④ 実施校は、次に掲げる教育活動等の状況（各通信教育連携協力施設における教育活動等の状況を含む。）についての情報を公表するものとする。
 - (a) 学科の組織並びに学科及び通信教育連携協力施設ごとの収容定員に関すること
 - (b) 通信教育を行う区域に関すること
 - (c) 通信教育連携協力施設に関すること
 - (d) 通信教育実施計画に関すること
 - (e) 教員及び職員の数その他教職員組織に関すること
 - (f) 入学、退学、転学、休学及び卒業に関すること（これらに係る生徒数の状況並びに卒業後の進学及び就職等の状況を含む。）
 - (g) 校地、校舎等の施設及び設備その他の生徒の教育環境に関すること
 - (h) 授業料、入学料その他の費用徴収に関すること
 - (i) 生徒の学習活動、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- ⑤ 上記④による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

3. 多様な学習ニーズへの対応関係

(1) 少年院における矯正教育の単位認定

※下記①は学校教育法施行規則の一部改正

- ① 少年院法（平成26年法律第58号）の規定による矯正教育で高等学校学習指導要領の定めるところに準じて行うものに係る学修（入学する前に行ったものを含む。）について、校長が教育上有益と認めるときは、高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができることとする（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部にも準用）。

(2) 単位制課程の特徴を生かした教育活動の充実

※下記①から③までは単位制高等学校教育規程の一部改正

- ① 単位制課程を置く高等学校においては、全日制課程においても、高等学校教育の機会に対する多様な要請にこたえるため、多様な科目を開設するよう努めることとする（定時性・通信制課程については現在も同旨規定）。
- ② 単位制課程を置く高等学校の設置者は、当該高等学校の教育課程が単位制による教育課程であることを明示するものとする。
- ③ 単位制課程のうち全日制・定時制課程を置く高等学校の設置者は、当該高等学校の教育課程に関する情報を公表するものとし、この情報の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする（通信制課程については2.(4)において同旨規定）。

(3) 学校間連携制度及び定通併修制度の対象拡大

※下記①は学校教育法施行規則の一部改正

下記②は高等学校通信教育規程の一部改正

- ① 学校教育法施行規則第97条に規定する学校間連携による単位認定の対象について、他の高等学校において科目の単位を履修した場合のみならず、総合的な探究の時間の単位を修得した場合も含まれることとなるよう改める（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部にも準用）。
- ② 高等学校通信教育規程第12条に規定する定通併修による単位認定の対象について、上記①と同様に、他の高等学校において科目の単位を履修した場合のみならず、総合的な探究の時間の単位を修得した場合も含まれることとなるよう改める。

Ⅲ 公布日及び施行日等

公布日：令和3年3月末（予定）

施行日：令和4年4月1日（ただし、上記Ⅱ3(1)及び(3)に掲げる改正事項については、令和3年4月1日施行とする。）

※ 上記Ⅱ1(1)に掲げる改正事項については令和7年3月31日までの間、上記Ⅱ2(2)に掲げる改正事項についてはこの省令の施行の日以後最初に学則変更の認可申請がなされる日又は令和5年3月31日までの間、上記Ⅱ2(3)に掲げる改正事項については当分の間、それぞれ所要の経過措置を設けることとする。

※ このほか、上記の改正に併せて、関連規定において所要の改正を行うこととする。